

沼田市青少年育成連絡協議会ジュニアリーダー部活動の際の確認事項

1 活動の目的

沼田市青少年育成連絡協議会ジュニアリーダー部は、自主的な活動を展開し、奉仕の精神でこれにあたり、自分の知識や技能、沼田市子ども会の向上を目的として活動する。（部則2条）

2 組織

沼田市青少年育成連絡協議会ジュニアリーダー部は、沼市内在住、在学の高校生を持って組織し、沼田市青少年育成連絡協議会の管理のもと運営される。また事務局を沼田市教育委員会生涯学習課に置く。（部則1条及び、3条）

3 活動の種類について

沼田市青少年育成連絡協議会ジュニアリーダー部は、以下の活動を行うものとする。

- (1) 沼田市青少年育成連絡協議会が主催する事業に参加
- (2) 沼田市教育委員会が主催する事業に参加
- (3) 沼田市内の子ども会、その他青少年関係団体から依頼される派遣事業
- (4) 毎月1回開催される定例会議（部則11条）
- (5) 必要に応じて、ジュニアリーダー部長が招集する打合せや、レクリエーション練習会（部則9条）
- (6) その他、ジュニアリーダー部員の資質向上のために開催される研修会等

4 活動に参加する際の注意事項

諸活動に参加するジュニアリーダーは必ず以下項目を遵守する

- (1) 活動に参加する際には必ず保護者に、活動に参加する日時、場所、内容、帰宅する時間を連絡し活動に参加する。
特に宿泊を伴う活動に関しては活動場所、宿泊場所の連絡先まで必ず保護者に伝えること。
- (2) 活動の最中には、事故等が起こらないように注意し、大人の指導者の指示に従うこと。
- (3) 群馬県青少年健全育成条例を守り、活動の後の帰宅時間が午後10時を過ぎることの無いようにすること。

5 事故等の保障について

活動中に起きた、事故等に関しては以下の通り対応する。

沼田市青少年育成連絡協議会ジュニアリーダー部員は全員、全国子ども会連合会が運営する「全国子ども会安全共済会」に加入し、活動中に起きた事故等に対しての、保障に関しては「全国子ども会安全共済会」の保障の範囲内で対応する。

沼田市青少年育成連絡協議会又は、沼田市教育委員会においては活動中の事故等に関しての保障は一切行わない。